

大和市告示第36号

大和市がん検診事業等実施要綱を次のように定める。

令和5年2月28日

大和市長 大木 哲

大和市がん検診事業等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号）の趣旨にのっとり、市民の健康増進に資するため、同法第19条の2の規定に基づくがん検診事業等を予算の範囲内で実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(検診の実施方法)

第2条 この要綱によるがん等の検診（以下「検診」という。）は、施設検診（本市が指定する医療機関（以下「協力医療機関」という。）において実施する検診をいう。以下同じ。）及び集団検診（本市が委託した検診機関（以下「集団検診機関」という。）により本市が指定する会場において実施する検診をいう。以下同じ。）により行う。

(検診の項目等)

第3条 検診の項目、検査内容、第6条第2項に規定する自己負担金の額及び対象者は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、検診の対象としない。ただし、第1号に掲げる者については、市長が特に必要と認める場合は対象とすることができる。

(1) 事業主又は保険者が実施する保健サービスであって、この要綱による検診に相当するものを受診した者又は受診機会のある者

(2) 大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第2条第4号に掲げる暴力団員等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

(受診回数)

第4条 検診を受診できる回数は、検診の項目ごとに対象者1人当たり1年度につき1回とする。ただし、肝炎ウイルス検診は、対象者1人当たり1回限りとする。

(受診券の交付)

第5条 市は、毎年度、当該年度の対象者に別に定めるがん検診受診券（以下「受診券」という。）を郵送により、又は窓口において交付する。

2 受診券の有効期限は、市長が別に定める。

(受診方法等)

第6条 検診を受けようとする者は、施設検診にあつては協力医療機関に対し、集団検診にあつては別に定める方法により市長に対し、あらかじめ受診の申込みをするものとする。この場合において、集団検診における各回の申込者が定員を超えたときは、市長が抽選を行い、結果を当該申込者に通知するものとする。

2 検診を受けようとする者は、受診の際に受診券を提出し、自己負担金を支払うものとする。

3 第3条第1項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる検診を、当該各号に定める者が受診する場合は、自己負担金を支払うことを要しない。

(1) 乳がん検診 当該年度に41歳、46歳、51歳又は56歳に達する者

(2) 子宮がん検診 当該年度に20歳から22歳まで、24歳、26歳又は28歳に達する者

(3) 肝炎ウイルス検診 当該年度に40歳、45歳、50歳、55歳、60歳又は65歳に達する者(ただし、4月1日生まれの者については、当該年度の前年度の末日に各年齢に達する者とする。)

4 第3条第1項及び本条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、自己負担金を支払うことを要しない。

(1) 70歳以上の者(当該年度中に70歳に達する者を含む。)

(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている者

(4) 当該年度(4月1日から5月31日までの間に検診を受診する者にあつては、前年度)の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)が課されていない者又は市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者で構成される世帯に属する者

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(受診費用の精算方法)

第7条 前条第2項の規定により提出された受診券に係る協力医療機関及び集団検診機関との受診費用の精算方法は、別に定める。

(精密検査が必要な場合の取扱い)

第8条 協力医療機関及び集団検診機関は、検診の結果精密検査が必要であると判断した者(以下「要精密検査該当者」という。)に対し、精密検査を速やかに受けるよう指導するとともに、別に定める精密検査連絡票及び必要書類を交付するものとする。この場合において、当該精密検査に

係る費用は、これを受ける要精密検査該当者の自己負担とする。

2 要精密検査該当者の精密検査を実施した医療機関は、当該精密検査の結果等を市長に連絡するものとする。この場合において、市長は、当該連絡に係る費用として1件当たり200円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を、当該医療機関からの請求に基づき支払うものとする。

3 前項後段の請求は、第1項の精密検査連絡票及び別に定める精密検査連絡手数料請求書を市長に提出することにより行うものとする。

(譲渡の禁止)

第9条 受診券の交付を受けた者は、これを譲渡してはならない。

(不正利得による返還)

第10条 偽りその他不正な手段により受診券を取得し、又はこれにより検診を受けた者があるときは、市長は、その者に対し当該受診券又は当該検診費用に相当する額からその者が支払った自己負担金の額を差し引いた額の返還を請求することができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 受診券の交付その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行の前に行うことができる。

別表（第3条関係）

検診の項目	検査内容	自己負担金の額		対象者
		施設検診	集団検診	
肺がん	胸部X線検査（2方向）	1,000円	500円	40歳以上の者。ただし、喀痰細胞診検査は、胸部X線検査を受けた者であって、医師の間診により必要と判断されたものに限る。
	喀痰細胞診	1,000円	800円	
胃がん	胃部X線検査（バリウム）	2,500円	1,200円	検査を受けた者であって、医師の間診により必要と判断されたものに限る。
	胃内視鏡検査	2,500円	実施なし	
大腸がん	検便（2日法）	700円	500円	
乳がん	超音波（エコー）検査	1,200円	1,200円	当該年度に30歳から39歳までの各年齢に達する女性及び当該年度に40歳以上となる女性で当該年度のマンモグラフィ検査において要精密検査該当者とならず、高濃度乳房と判断され超音波検査が必要であると医師が認めたもの
	マンモグラフィ（視触診併用可）	2,000円	2,000円	40歳以上の女性
子宮がん	頸部細胞診	1,700円	900円	20歳以上の女性
	頸部及び体部細胞診	2,500円	実施なし	30歳以上の女性で医師が必要と判断したもの
結核	胸部X線検査（1方向）	実施なし	自己負担なし	16歳以上の者
前立腺がん	血液検査（前立腺特異抗原検査）	500円	実施なし	50歳以上の男性
肝炎ウイルス	血液検査（C型肝炎ウイルス検査及びB型肝炎ウイルス検査）	1,000円	実施なし	40歳以上の者であって、過去にB型肝炎及びC型肝炎のウイルス検査を受けたことがないもの

備考

- 1 この表に定める検査内容のほか、各検診において医師による問診等を行うものとする。
- 2 対象者は、原則として本市の住民基本台帳に記録されている者に限るものとする。ただし、検査対象の疾患の治療中である者を除く。
- 3 対象者（超音波（エコー）検査による乳がん検診の対象者を除く。）は、当該年度に各下限年齢に達する者を含むものとする。ただし、前立腺がん検診及び肝炎ウイルス検診については、4月1日生まれの者は、当該年度の前年度の末日に各下限年齢に達する者を含むものとする。
- 4 肺がん検診及び結核検診のいずれも対象となる場合は、1年度につきどちらか一方のみ受診できるものとする。
- 5 前立腺がん検診及び肝炎ウイルス検診は、原則として大和市特定健康診査等事業実施要綱（令和5年大和市告示第 号）第2条に規定する健診と同時に受診するものとする。ただし、当該健診の対象者でない場合及び同時受診を希望しない場合は、それぞれ単独で受診できるものとする。